

葉山町手数料条例の一部を改正する条例

葉山町手数料条例（平成12年葉山町条例第6号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

令和3年6月15日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町手数料条例の一部を改正する条例

葉山町手数料条例（平成12年葉山町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

7 個人番号カードの再交付	1枚につき 800円
---------------	------------

」を

「

7 削除	
------	--

」に

改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町手数料条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

## 2 内 容

個人番号カードの発行が、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が行う事務として法に定められ、個人番号カードの発行に係る手数料の徴収について、機構から町長に委託することができることとされたことに伴い、個人番号カードの再交付における手数料に関する規定を削除することとした。

## 3 施行期日

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行することとした。

葉山町手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
<p>葉山町手数料条例 平成12年3月31日条例第6号</p>		<p>葉山町手数料条例 平成12年3月31日条例第6号</p>	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を徴収する事項	金額	手数料を徴収する事項	金額
1～6（略）		1～6（略）	
7 削除		7 個人番号カードの再交付	1枚につき 800円
8～50（略）		8～50（略）	
備考（略）		備考（略）	